平成２９年（フ）第１７７５号
福岡市南区南大橋１丁目９番17―203号
債務者　古賀由紀子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７７７号
福岡市博多区千代６丁目４番13―507号
債務者　長澤　憲治
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７７８号
福岡市南区三宅１丁目17番41号
債務者　音成　良枝
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７７９号
福岡市博多区麦野３丁目１番32号
債務者　大野真里絵
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４４号
熊本市中央区新大江３丁目６番73号　ディアコート新大江203号室、前住所熊本県上益城郡御船町大字高木2102番地４
債務者　湊　伊豆美
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４６号
大分県日田市大字十二町624番地６　アーバン楠202号
債務者　川津　基史
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第７７４号
宮城県塩竈市字庚塚299番地３、従前の住所宮城県宮城郡利府町加瀬字南野中沢43番地154
債務者　早坂　智美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
茨城県桜川市御領３丁目65番地２
債務者　小野　　賢
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２８６号
茨城県那珂市菅谷6225番地４
債務者　古川　裕子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３０４号
茨城県笠間市石井778番地　ブリーズヒル石井103
債務者　山田　博之
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３０９号
茨城県笠間市平町1884番地38　近藤住宅15号
債務者　関　佐和子（旧姓荘司・柴山）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３３８号
茨城県東茨城郡茨城町桜の郷3104番地14　県営桜の郷アパート１号棟104号室
債務者　岡野　正宗
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４３号
茨城県神栖市大野原１丁目８番４号　プリムローズ４棟104
債務者　中村　里美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１１０５号
京都市伏見区久我東町201番地１　久我の杜市営住宅３棟　101
債務者　角野　抽希
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１７７号
京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町28番地３
債務者　沼田由紀子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６１号
兵庫県姫路市網干区興浜1182番地１　アパルトマンあゆみＡ棟201
債務者　山本　宏美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７５２号
広島県東広島市西条中央４丁目10―10―206号、住民票上の住所広島市安佐北区白木町大字市川1848番地７
債務者　福馬　達志
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部